

事例を用いた講演を今後の求償事務に活用

第三者行為求償事務初任者研修会



第三者行為求償事務初任者研修会は7月11日、府国保連合会で20保険者24名が参加して開催した。

主催者を代表して、府国保連合会の草木事務局長は実りの多い研修会にして欲しいと開会挨拶した。

府医療保険課国保担当の岩永主任が「国民健康保険における第三者行為求償事務」と題して、法的理念と経理上の取り扱い等について講演した。

府国保連合会保健事業課の長谷川係長は「国保連合会における求償事務について」のテーマで、第三者行為求償事務の基本的なことからその支援について説明した。

その後、府後期高齢者医療広域連合業務課の早田主事が「後期高齢者医療における第三者行為求償事務」について説明した。

損害保険料率算出機構京都自賠責損害調査事務所の眞部所長は「交通事故における損害賠償請求について」と題して講演、具体的事例を示しながら自賠責保険を中心とした仕組みを解説した。

出席者からは「具体例を用いて説明があったのでわかりやすかった」と、これからの求償事務の中で活かしていきたいという感想があった。



講演する眞部所長